

国民健康保険小松市民病院売店設置運営業務 プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名 国民健康保険小松市民病院売店設置運営業務

(2) 業務目的

本実施要領は、国民健康保険小松市民病院（以下、「当院」という。）が病院を利用する患者さんへのサービスの向上及び病院職員の福利厚生に寄与することを目的に売店を設置運営するにあたり、本業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(3) 業務内容

業務内容及び仕様書は別紙のとおり。

(4) 契約期間 令和5年4月1日（土）から令和10年3月31日（金）まで

(5) 委託料 なし

2. 実施形式 公募型プロポーザル

3. 受託候補者特定までの流れ

本プロポーザル（以下特記しない限り「本件」という。）は、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するための手続きであり、当該業務の受託希望者を公募により募集し、参加資格、企画及び実施体制等について、本件実施のため予め定めた審査項目、評価基準、選定方法に基づき審査し、受託候補者を1者特定します。

なお、本件の実施に関する事務は、下記5.(1)の担当部署が行います。

4. 参加資格

申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、申込みにおいて提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとします。

- (1) 病床数200床以上の病院において、売店設置運営事業を1年以上継続していること。
- (2) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (3) 市税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は決定

- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は決定
- ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (5) 本件参加資格審査の実施日において、小松市の競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 小松市暴力団排除条例（平成 24 年小松市条例第 11 号）第 2 条に規定する暴力団及び同条例第 6 条に該当する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に対しその者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (7) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 前 2 号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

5. 募集方法

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒923-8560 小松市向本折町ホ 60 番地 国民健康保険小松市民病院
病院管理局総務課 担当 唐木
電話 0761-22-7111 ファクス 0761-21-7155
電子メールアドレス cbsomu@city.komatsu.lg.jp

(2) 参加表明・実施要領の配布及びダウンロード

本業務に参加する意思のある者（以下「事業者」という。）は、下記のとおり必要書類を提出してください。

ア 受付期間 令和 4 年 12 月 14 日（水）から令和 5 年 1 月 11 日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 実施要領等の配布場所及び参加表明の受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、小松市民病院ホームページ内からもダウンロードできます。

- ウ 必要書類
- ① 参加表明書（様式 1） 2 部
 - ② 事業実績調書（様式 2） 2 部
- ※小松市における競争入札参加資格を有する場合は、以下の書類の提出は省略することができます。
- ③ 直近 1 か年の市町村税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書 2 部
 - ④ 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 2 部
 - ⑤ 定款 2 部

③・④・⑤については写し可

- エ 提出先 上記(1)の担当部署と同じ。
オ 提出方法 持参、電子メール又は郵送（受付期間内必着）

(3) 参加資格有無の確認及び通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を確認し、参加表明のあった全ての事業者に対して、令和5年1月12日（木）までに参加資格確認結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された事業者は、その理由について令和5年1月17日（火）までに書面（任意様式）を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

また、募集を行った結果、参加表明を行った者が1者であった場合は、本件手続きを中止することがあります。

6. 説明会

当該業務及び本件の実施等に関して下記のとおり説明会を開催します。

- (1) 開催日時 令和4年12月22日（木）午後4時から
(2) 開催場所 小松市民病院南館4階研修室
(3) 参加方法 説明会に参加を希望する事業者は、参加申込書（様式任意。ただし、会社名、連絡先、出席者名、件名「国民健康保険小松市民病院売店設置運営業務説明会参加申込」を明記してください。）を作成し、上記5.(1)の担当部署に提出してください。
(電子メール又はファクス可、ただし着信確認の電話を行ってください。)
(4) 申込期限 令和4年12月20日（火）午後5時まで

7. 質問及び回答

(1) 参加資格に関する質問

- ア 受付期間 令和4年12月14日（水）から令和4年12月21日（水）まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
イ 質問方法 質疑のある事業者は、質問書（様式任意。ただし、質問事項、会社名、連絡先、出席者名、件名「国民健康保険小松市民病院売店設置運営業務の参加資格に関する質問」を明記してください。）を作成し、上記5.(1)の担当部署に提出してください。（電子メール又はファクス可、ただし着信確認の電話を行ってください。）
ウ 回答日時 令和4年12月26日（月）午後4時
エ 回答方法 小松市民病院ホームページに掲載し、個別回答はしません。

(2) 企画提案に関する質問

- ア 受付期間 令和5年1月12日(木)から令和5年1月20日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- イ 質問方法 上記(1)イの質問方法と同じ。ただし、質問書の件名は「国民健康保険
小松市民病院売店設置運營業務の企画提案に関する質問」としてくだ
さい。
- ウ 回答日時 令和5年1月24日(火)午後4時
- エ 回答方法 上記(1)エの回答方法と同じ。

8. 企画提案書等の作成及び提出

上記5.(3)による参加資格有無の確認の結果、参加資格要件を満たすとされた事業者は、
下記のとおり必要書類を提出してください。

- (1) 受付期間 令和5年1月12日(木)から令和5年1月27日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (2) 必要書類 ① 企画提案書(様式3)6部
② 業務概要(様式4)6部

※フランチャイズに加入して応募を行う場合は、様式4を応募者とフランチャイズ本
部各1部ずつ提出し、本部の概要とサポート体制のわかる資料を添付すること。

- (3) 提出先 上記5.(1)の担当部署と同じ。
- (4) 提出方法 持参、電子メール又は郵送(受付期間内必着)
- (5) 企画提案書作成上の留意事項
- ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載してください。
- イ 様式は自由としますが、「別表 審査項目及び評価基準」における項目1~14に
該当する提案内容を必ず記載してください。(項目番号と提案内容をわかりやすく
表示してください。)
- ウ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しな
いでください。

(6) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出された企画提案書その他提案の必要書類及び制作物等(以下「企画提案書等」
という。)は、本件手続きにおける契約の相手方の候補者の特定以外の目的では使用
しません。ただし、情報開示請求があった場合は、下記11.情報の公表及び公開に記
載のとおり、小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成7年小松市条例第
1号)に基づき取り扱うこととします。
- イ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。
- ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第
三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うもの

とします。

9. 審査方法

国民健康保険小松市民病院売店設置運營業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行います。

(1) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受けて、企画提案内容を総合的に評価します。

(2) 審査（プレゼンテーション審査）

参加資格を満たす事業者全員に対して、プレゼンテーション審査を実施します。

ア 開催日時 令和5年2月2日（木）午後1時から（予定）

イ 開催場所 小松市民病院南館4階研修室

開催についての詳細は、別途対象となる事業者に通知します。

ウ 審査項目及び評価基準

別表 審査項目及び評価基準を参照

(3) 選定方法

ア 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとします。

イ 上記アにより、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとします。

ウ 審査（プレゼンテーション審査）は、審査終了後、各委員が定めた順位を参考に審査会で審議した後、上記ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託の受託候補者として特定します。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とします。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とします。

エ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとします。

オ 受託候補者特定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

(4) 最低基準

受託候補者の特定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が、最低基準に満たないときは、当該事業者を候補者として特定しません。

10. 審査結果の通知・公表

受託候補者特定後、審査の対象となった全ての事業者に対して、令和5年2月3日（金）までに審査結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、非選定となった事業者は、その理由について令和5年2月6日（月）までに書面（任意様式）を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

また、参加表明のあった事業者名、審査結果（特定された候補者名、審査項目、配点及び各提案者の評点）について、小松市民病院ホームページにおいて公表します。

11. 情報の公表及び公開

(1) 基本方針

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成7年小松市条例第1号）に基づき、市政情報は原則公開としていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行います。ただし、同条例6条第1項第2号及び第3号において、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱います。

(2) 公表の内容、方法など

本件の募集に関する情報及び審査結果等は、小松市民病院ホームページにおいて、適時公表します。なお、公表期間は選定結果等公表の日から1年間とします。

12. 実施日程

日時	内容
令和4年 12月14日(水)	募集公告、病院ホームページへの掲載、実施要領の配布開始、 参加資格に関する質問受付開始
12月21日(水)	参加資格に関する質問受付期限(午後5時)
12月22日(木)	現地説明会(午後4時)
12月26日(月)	参加資格に関する質問への回答(午後4時)
令和5年 1月11日(水)	参加表明書提出期限(午後5時)
1月12日(木)	参加資格確認結果の通知 企画提案に関する質問受付開始
1月17日(火)	参加資格結果に対する質問受付期限(午後5時)
1月20日(金)	参加資格結果に対する質問への回答 企画提案に関する質問受付期限(午後5時)
1月24日(火)	企画提案に関する質問への回答(午後4時)
1月27日(金)	企画提案書提出期限(午後5時)
2月 2日(木)	プロポーザル審査会(プレゼンテーション審査) ※日程は予定であり、別途通知
2月 3日(金)	プレゼンテーション審査に関する選定結果の通知
2月 6日(月)	プレゼンテーション審査に対する質問受付期限(午後5時)
2月 7日(火)	プレゼンテーション審査に対する質問への回答

13. その他の留意事項

(1) 提出書類等の取扱い

ア 提案は、1事業者につき1件とします。(国民健康保険小松市民病院売店設置運営業務に係る仕様書、4(5)を除く。)

イ 本プロポーザルに関して提出された書類等(以下「提出書類等」という。)は、原則として追加・変更を認めません。ただし、市民病院が認めた場合はこの限りではなく、市民病院は提出書類等の追加提出・変更を求めることができます。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。

エ 提出書類等は、受託候補者特定の作業に必要な範囲で複製をすることがあります。

オ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。

(2) 必要経費の負担

本件の参加に際して要した費用は、事業者の負担とします。

(3) 参加の辞退

本件の申込後に参加を辞退する場合は、速やかに上記5.(1)の担当部署に電話連絡の上、参加辞退届（様式任意。ただし、事業者名及び代表者名並びに担当者名を明記してください。）を作成し、当該担当部署に提出してください。

(4) 失格事項

以下に掲げるいずれかに該当することが判明した時点で、本件の参加を無効とします。

- ア 上記4. の参加資格に記載した要件を満たしていない、又は受託候補者の特定までに当該要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではありません。
- ウ 提出書類等に著しい不備があった場合（必要事項が未記入のもの等）、又は提出書類等の内容、事業者からの回答・報告等に虚偽の記載又は内容があった場合
- エ 書類の提出、回答・報告等、市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- オ 参考見積書が見積限度額を超える又は参考見積書と内訳書の金額が一致しない場合
- カ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を損なう行為があったと認められる場合
- キ 上記事項に掲げるもののほか、適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 契約に関する事項

- ア 本プロポーザルは、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担保するものではありません。
- イ 受託候補者を特定後、双方協議の上、業務の詳細について定めるものとします。
- ウ 当該事業を実施する上で、市が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができるものとします。
- エ 受託候補者の特定以後に上記4. の参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。
- オ 受託業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238号の4第7項の規定に基づく行政財産目的外使用許可を受けていただきます。
- カ 行政財産の使用許可期間は、令和5年4月1日（土）から令和10年3月31日（金）までとします。なお、受託業者と協議を上、期間を延長する場合があります。
- キ 次のいずれかに該当する場合は、当該使用許可を取消し又は変更します。
 - ① 使用許可条件に違反する行為があると認められるとき。
 - ② 使用許可した物件を公用又は公共用に供するため必要とするときなお、取消し又は変更した場合において、その取消し又は変更により受託業者に損

失が生じても、当院はその損失の補償をいたしません。また、受託業者は一切の補償請求を行わないこととします。

ク 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、受託業者は店舗の撤去等を速やかに行い、原状回復するものとします。

別表 審査項目及び評価基準

項目		評価項目	評価視点	配点
1	事業者の概要	運営実績	同業務の受注実績を十分に有している。	5
2		経営状況	財務状況、経営状況が安定している。	5
3	運営の概要	実施体制	売店運営の基本的な考え方が工夫されており、管理責任者、店員人数、配置計画が適切にされている。	5
4		営業日、営業時間	営業日、営業時間の考え方が利用者に配慮している。	5
5	店舗の販売内容	提供商品及びサービス	商品（食品、飲料水、衣類、雑貨、衛生材料等）の種類、品揃えが充実している。	10
6			上記商品以外のサービス内容が充実している。	10
7	店舗計画	店内イメージ	店内のレイアウト、看板等が利用者に配慮されている。（図面を添付）	5
8		カフェスペース等の活用	カフェ・イートインスペースの活用が十分考えられている。 （イメージがわかるものを添付）	10
9		施設整備費計画	店舗等の整備スケジュール、整備内容及びそれに対する当院の経費負担等が妥当である。	5
10	運営管理	教育体制	従業員の教育研修がなされ、接遇向上を図る体制となっている。	10
11		緊急時対応	緊急時及び苦情への対応に問題がない。	5
12		安全管理体制	品質管理や衛生管理等に問題がない。	5
13	使用料等	行政財産使用料	提示された売上見込額とそれに対する売上使用料率(※)による額が妥当である。	10
14	その他	その他	本事業における独自のサービスなどでアピールする点がある。	10

※仕様書8. 使用料等により売上使用料率を記載すること。（5%未満可）